

就業支援センター News! 秋号

須坂市産業振興部
産業連携開発課
須坂市就業支援センター
☎ 026-246-3501
FAX 026-246-3489
令和2年10月第59号

長野県の最低賃金は849円です。～令和2年10月1日から適用～

今年も、長野県の最低賃金が変わりました。10月1日から1円増額し849円に変更されています。最低賃金制度は、働くすべての人に賃金の最低額を保証する制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、全ての労働者と使用者に適用されます。従って、仕事を探している皆さんは、時間給の最低額が10月1日から849円になっていますので、求人票を確かめて応募してください。また、現在働いている方の時間給も変更になりますので給与明細で確認してみてください。なお、危険を伴う一部の職種では、時間給が高くなります。詳細は職業安定所にお尋ねください。

必ずチェック
長野県最低賃金!

時間額
849円

効力発生年月日 令和2年10月1日(木)～
(改正前 時間額848円)

「最低賃金制度」は、働くすべての人(※業種及び年齢、雇用形態など不問)に、賃金の最低額(＝最低賃金額)を保障する制度です。

なお、最低賃金に算入されない賃金は、次のとおりです。
① 精算手当、通勤手当、家族手当
② 臨時に支払われる賃金(給付手当など)
③ 時間外・休日・深夜労働増賃金
④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

【お問い合わせ先】
最寄りの労働基準監督署 又は、
長野労働局労働基準部資金室
(☎026-223-0555)

※厚生労働省では、中小企業に対する賃金の引き上げのための業務改善助成金の支援制度を用意しています。詳しくは、長野労働局雇用環境・均等室
(☎026-223-0560)までお問い合わせください。

長野労働局

あなたを守るために身につけてきたもの。



人には、考え方の癖があります。例えば、何かちょっとした失敗をした時に、「やっぱり私は何をやってもダメだ。」と悪いほうに考える人、「ああ、やっちゃったな。次は気を付けよう」とあまり気にしない人、それぞれの受け止め方があるでしょう。これが、自分の考え方の癖かもしれないと認識されている方は少ないのではないのでしょうか。これは、自分が育ってきたこれまでの環境や体験によって身につけてきた一種のスキルです。失敗すると周りから怒られてきた人は、失敗する自分はダメだと思ってしまうのかもしれませんが、失敗は成功のもとと言われてきた人はあまり落ち込むことはないのかもしれませんが、生まれてから日々磨いてきたスキルですから、息を吸うように自然とその思考パターンに行きつきます。大人になった今、そのパターンが自分を苦しめることがあると気が付く方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。



世の中に起きるとどんなことも、どう感じるかはあなたの自由です。雨が降った。その時に、嫌な気持ちになることも、楽しい気持ちになることも、特に何も感じないのもあなたの自由です。もし、嫌な気持ちになったとしても、雨がそうさせたわけではありません。あるのは、雨が降った事実だけ。雨＝嫌なもの、そう意味づけをしたのはあなたです。それは、過去の経験に基づいて、あなたなりの理由から、「あなたが」あなたを嫌な気持ちにさせる思考パターンを採用しているだけのことです。

ご自分の中で、「こういう時はいつも嫌な気持ちになる。」と思いがたることがあれば、なぜ自分がそのような反応をするようになったのか一度思い返してみてもいいでしょうか。もしその思考パターンが、自分にとってメリットがないのであれば、そろそろ違う考え方を採用してみてもいい頃かもしれませんね。